

配布用

令和8年10月16日(金)
14:10 ~ 15:10(予定)
オンライン(ZOOM)研修

令和8年度女性の新任「農業委員・農地利用最適化推進委員」研修会

「新任の女性委員への5つの期待」

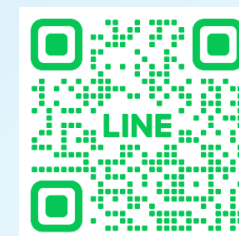
無断での転用・
複写・録音は
禁じます

地域戦略実行アドバイザー
地方考夢(こうむ)員研究所代表
(一社)全国農業会議所専門相談員

澤 畑 佳 夫

講師： 澤 畑 佳 夫（さわはた よしお）

昭和33年2月生，元茨城県東海村職員、自治推進（自治基本条例、協働の指針、**男女共同参画**、行政懇談会、村民相談室等を担当）課長、農業委員会事務局長（平成28・29年度）等を歴任。1年間の再任用職員も経験し，平成31年3月末に退職。農委事務局長時に全農地を対象とした5年後の農地利用意向調査や**日本人にあったファシリテーション**を活用した農業集落座談会等を企画・実施し，その結果を基に農地中間管理事業を活用した大幅な農地集積等も行った。その手法や考え方は，これからの農地集約，遊休農地の発生防止，解消等の先進事例として全国から注視されてきた。現在，農業分野をはじめ行政・JA・団体・企業等も対象に現場出身者ならではの目線で「初めての方でも分かり易い」講演・研修会等を行っている。その受講者はこれまでに「**43都府県約550会場で延べ45,000人**」，受講後のアンケートでは満足度が常に90%を超えている。理論よりも「現場で使える型」に落とし込む，失敗事例を積極的に教材化，「できるところから始める」スモールスタートの設計等を提唱している。また「参加者が納得する合意形成に導く専門家」としても日々多忙な毎日を送っている。



※ **農業・農地の未来をつくる地域計画のつくり方・考え方**（本年6月 全国農業会議所から発刊）

☆地方考夢員研究所代表 ☆地域戦略実行アドバイザー ☆（一社）全国農業会議所専門相談員

☆（一社）MFA（会議ファシリテーター普及協会）公認ファシリテーター

【連絡先】 090-4948-3575 E-mail : s-gonta@ozzio.jp

地方考夢員研究所
（問い合わせ先） 2

本題に入る前に 私がなぜ今の仕事をしているのか！

今の私があるのは、約50年前
渡辺 博史先生との出会い

(当時:流通経済大学社会学部教授/2001年永眠)



私は19歳の学生。県が主催の事業
(新成人者が対象)村からの依頼を受けて
参加。土曜日の午後1時～4時までの講演

アルジェリア民主人民共和国の
「ラシッド」青年の話

たった一人の青年の行動が周りの
「人」そして地域の**環境を変えた！**



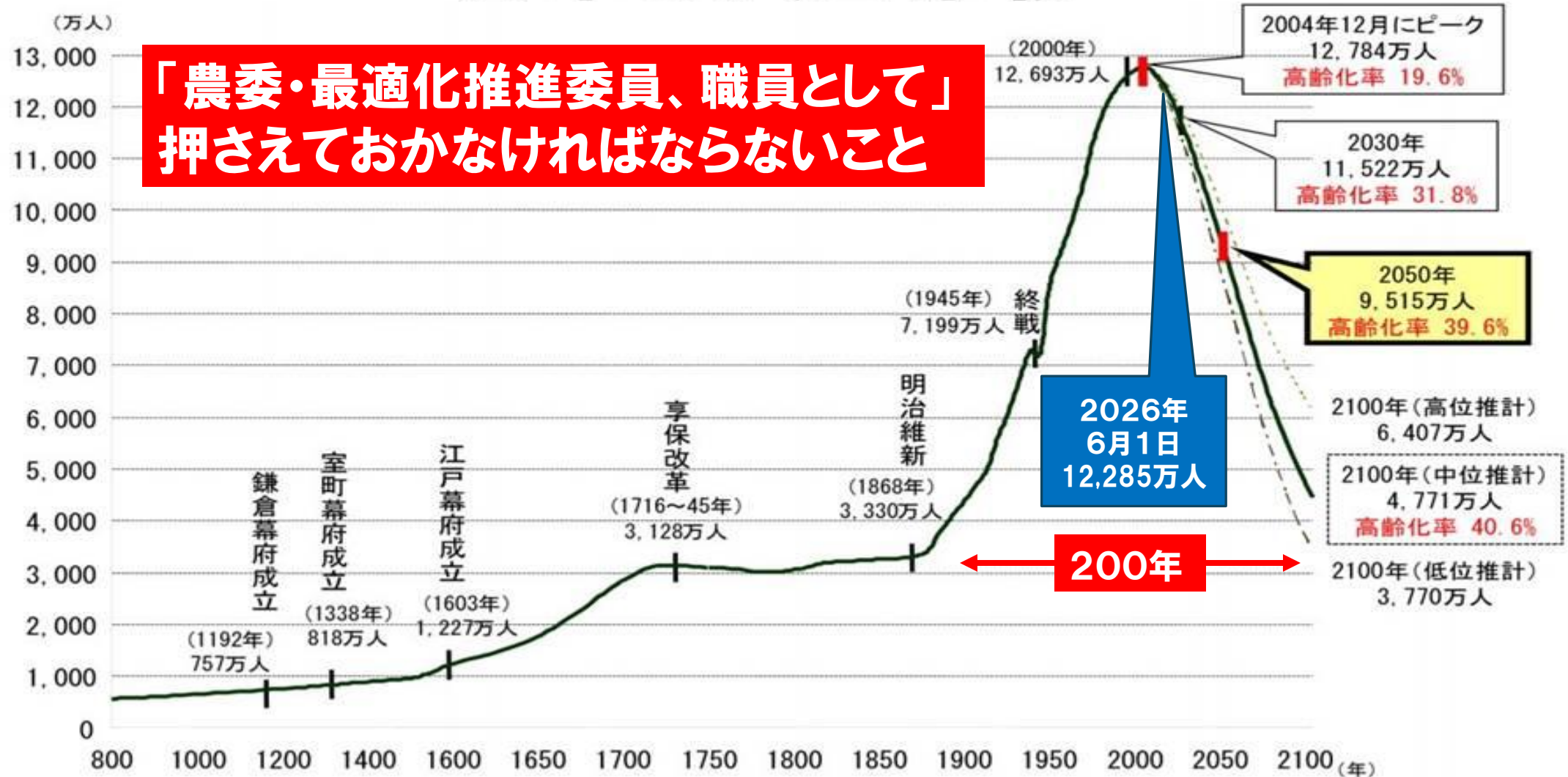
- 1 どここの学校を出たかではなく、**何が出来るかだ！**
- 2 人に何をしてもらえるかよりも、**自分には何が出来るかだ！**
※ 上手くいかないのは全て自分のせいだと思え。**他者の責任にはするな！**
- 3 **仕事は**言われてするものではなく、**探してするものだ！**

この考え方は、あらゆる分野でこれから役に立つと思った。私は、この渡辺先生の教えを胸に抱き、その後役場の職員として、そして定年後の現在は講師やアドバイザー等の活動の中で皆さんにもお伝えしている。

皆さんの前で、本日お話が出来たことを「 」に思う。

私の役目は、皆さん(あなた)の①気づき(**耳の痛い指摘もあり**) ②不安や心配ごとの軽減 ③今後の活動力アップのための支援を行うことである。 4

日本の人口推移



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

農業委員・農地利用最適化推進委員への期待！

これまでは 「農地を守る」ことが中心の活動



これからは 地域農業を「次世代につなぐ」
ことが求められている

地域農業の_____をつくるリーダーである

そして、地域計画を『つくる』から
『実現する』ための_____でもある

農業委員会の4つの業務

1 農地行政を担う組織

農地法に基づく農地の権利移動の許可等の**許認可業務**、
農地の利用状況調査（**農地パトロール**）、**利用意向調査**

2 農地利用の最適化を推進する組織（次ページ）

3 農業経営の合理化を支援する組織

農業経営法人化の支援、複式簿記や青色申告の普及推進、農業者年金の普及推進、地域農業の状況を把握するための調査、制度・施策や農業経営の改善に役立つ**情報提供**（**農業経営支援策活用カタログ2026**）

4 農業・農村の声を代表する組織

市町村長へ**意見書の提出**（**ホームページで他市を参考に**）

農地利用の最適化を推進する組織とは

（農業委員会法第6条第2項）

（平成27年度までは任意業務 28年度から_____ **業務**に！）

農地利用の最適化とは：担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を進めること

担い手への農地の**集積**とは？

担い手が農地を所有し、又は借り入れること等により、**利用する農地面積を拡大する（農地が離れていてもOK）**こと

担い手への農地の**集約**とは？

担い手が農地の利用権を交換すること等により、農作業を**連続的に支障なく行える**ようにすること

農業委員の役割（例）	農地利用最適化推進委員の役割（例）
(1)地域の農地の状況を把握する ①利用状況調査 ②遊休農地調査 ③担い手の状況確認 ④地権者・耕作者の意向確認 (2)農地利用の調整役 (3)農地法手続き ①売買 賃貸借 転用 (4)地域計画の見直し ①状況確認 ②課題整理 ③目標地図の更新 等	※現場の「コーディネーター役」としての期待が大きい (1)日常の見守り ①遊休(耕作放棄)農地 ②担い手不足・不明 等の早期発見 (2)地権者・耕作者等からの相談 ⇒ 受け手・貸し手を探す (3)担い手との調整 (4)地域農業実践委員会(仮称)との連携 ※ 後の頁で説明

両方の委員に
共通する使命

(1)地域を歩く (2)地域の声を聞く (3)人をつなぐ
(4)話し合いを進める (5)**地域計画**を実現する 等

法定化された「**地域計画**」を策定することが国から示された経緯

※ 従来の「**人・農地プラン**」は**努力義務的な位置付け**であったため、担い手不足、高齢化、耕作放棄地の増加、農地の集積・集約化の遅れ 等への対応があまり進まなかった。そこで、「話し合い」から「実行する計画」へ転換することを目的に、**法定計画として地域計画が創設**された。

時系列

年 月	内 容
令和4年5月	国会で農業経営基盤強化促進法等の一部改正が成立。地域計画制度の創設が決定。
令和4年5月27日	法律交布。
令和5年4月1日	改正法施行。「地域計画」の策定が市町村の法定業務となる。
	農林水産省が全国の市町村へ策定を要請。協議の場の開催や「目標地図」の策定が始まる。
令和7年3月末	原則として全国の市町村で地域計画を策定・公表することが求められた。

しかし、多くの市町村では **令和5～6年度の2年間(短期間)**で策定を進めることになったため、充実した内容の検討よりも、**「まずは策定すること」が優先**された。

作成された地域計画は次の2本柱の構成になっている！

再確認

(1) 地域農業の将来像(話し合いの結果)

例えば ①地域の農業を維持する ②儲ける(儲かる)農業の推進
③担い手を育てる ④農地を集積・集約していく
⑤遊休農地の発生防止・解消をする ⑥基盤整備を進める
⑦スマート農業を進める ⑧鳥獣害対策を進める 等

(2) 10年後の農地利用(目標地図)

「この農地は10年後に誰が耕作する予定か」を一筆ごとに整理した
地図を作る ⇒ 現在の耕作者の地図ではない！！
※ 決定事項ではなく、地域で話し合った「将来の目標」を示す

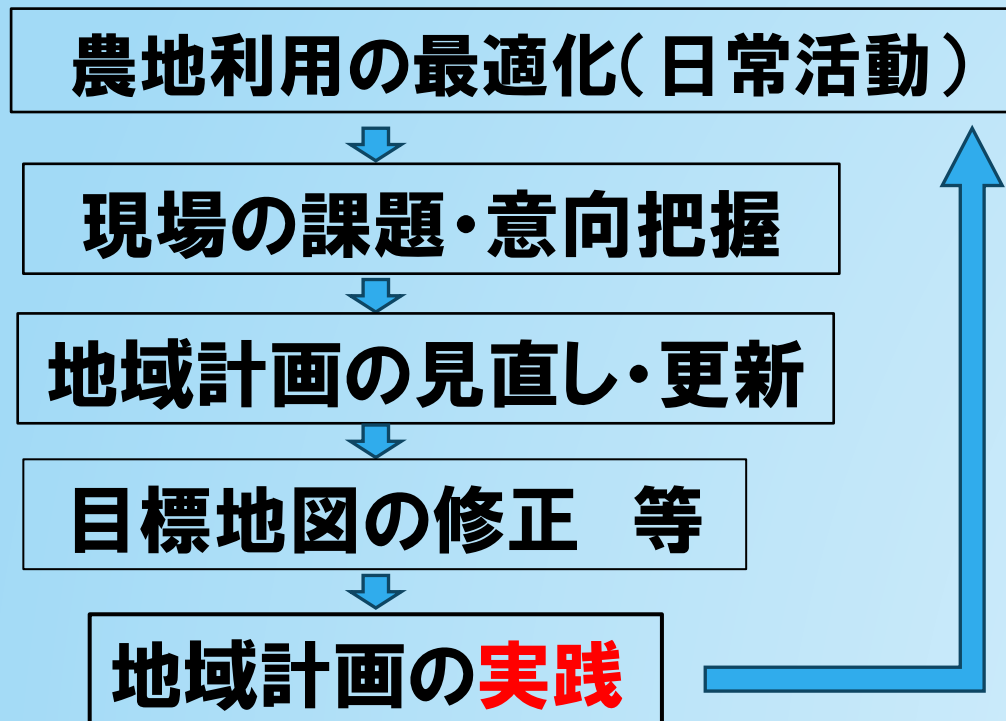
「協議の場」
で決めることは
2つある

①将来像=(1)の①から⑧ 誰が、どれから進めていくの？
その優先順位を決めて実践に移る

②そして 目標地図=誰がどこの農地を担うか！を決めて実践に移る

「農地利用の最適化(農業委員会の必須業務)」と「地域計画」は

農地利用の最適化と地域計画は別々の仕事ではなく、相互に**補完し合う関係**にある



最適化活動で実現したい姿を描いたものが地域計画である

「農業委員・農地利用最適化推進委員会には、「農地利用の最適化」を日常活動として進め、その成果を地域計画に反映させ、さらに地域計画を実現させるために最適化活動を続けるという**循環をつくる**ことが**期待**されている。」

講師の提案

農業委員・農地利用最適化推進委員 最初の100日行動チェックリスト(例)

第1段階(就任～30日) (注)常に活動内容は記録簿へ記載

- ☐ ①地域計画を読む
- ☐ ②担当地区の目標地図を見る
- ☐ ③農地台帳を確認する
- ☐ ④担当地区の農地を歩く(※)
- ☐ ⑤遊休農地を確認する(※)
- ☐ ⑥担い手を把握する
- ☐ ⑦農業委員会事務局との打ち合わせ(話しを聞く)
- ☐ ⑧担当地区の農業委員・推進委員相互で顔合わせをする

※ 毎月の確認事項

第2段階(31日～60日)

※ 毎月の確認事項

- ☐ ①地域の担い手を訪問する(※)
- ☐ ②高齢農家を訪問する
- ☐ ③地権者の話を聞く(※)
- ☐ ④農地の困りごとを聞く(※)
- ☐ ⑤耕作放棄地候補を確認する(※)
- ☐ ⑥担当地区内の農業課題を整理する(3つ程度に)
- ☐ ⑦地域計画の内容と現状を比較する

第3段階(61日～100日)

- ☐ ①解決できそうな課題を一つ選ぶ
- ☐ ②関係者で話し合いを始める
- ☐ ③農政課、農業委員会へ情報提供をする
- ☐ ④担い手との調整を始める
- ☐ ⑤次の100日の目標を決める

新任の女性委員への5つの期待

- (1) 「女性だからこそ見える課題」を拾う
- (2) 「農地を守る」から「農地をどう使うか」へ
- (3) 地域計画の「**実践者**」として動く
- (4) 「**つなぐ人**」になる
- (5) 「**10年後の地域**」を意識して発言する

(1)「女性だからこそ見える課題」を拾う

農業・農地の話し合いでは、これまで男性中心になりがちでした
よって… ①女性農業者の悩み

②高齢農家・一人暮らし農家の困りごと

③農家の妻・家族の意見

④後継者・若い世代の考え

⑤農地に関する相談

⑥農業以外の仕事をしながら農地をもっている人

こうした「___に出しにくい声を拾い上げる役割」

(2)「農地を守る」から「農地をどう使うか」へ

**農委・推進委員の役割は、農地転用や違反防止
だけではありません。**

この農地を10年後、誰が、何を作り、どう使うのか？

これを、地域で考える

特に、女性委員には、農業だけでなく

**食・加工・直売・観光・福祉・子育て・地域活動などを
結びつけた活動等が期待されている。**

(3) 地域計画の「**実践者**」として動く

地域計画は、地域の将来を実現するための行動計画です

「計画を作ったから終わり」ではなく、特に女性委員には

「では、誰が、いつ、何をするのか」まで踏み込んで頂きたい！

①新規就農希望者を地域につなぐ

②地域の話し合いに、_____・_____を呼んでくる

③小さな農地集約を実現させる

(4)「**つなぐ**人」になって欲しい

女性委員には特に、「人と人をつなぐこと」が期待されている

- | | | | | |
|---------------|--------|---------|----------|------|
| ・行政 | ・農業委員会 | ・農業者 | ・土地所有者 | ・担い手 |
| ・JA | ・土地改良区 | ・集落営農組織 | ・多面的機能組織 | |
| ・中山間地域等直接組織 等 | | | | |

これらをつなぐ「地域のコーディネーター」としての役割

皆さん自身が全てを解決することには限界がある

「困っている人を、解決できる人につなぐ」

これが、大きな役割である

(5)「**10年後の地域**」を意識して発言する

新任の皆さんには、ぜひ次の問いをもって活動して頂きたい

「今の農地を守るだけでなく、10年後に
この地域で**農業を続けられる状態**をどうつくるか！」

目の前の案件だけを見るのではなく、

- ・ 10年後、農業者は何人いるのか
- ・ どんな農業なら稼げるのか
- ・ 女性や若者が農業をしたいと思える地域になっているのか
- ・ 集落を誰が支えていくのか

「地域の_____から逆算する視点」を持つ

新任だからこそ、これまでのやり方に捉われず、疑問に思ったこと、気づいたこと等を発言して頂きたい

「それは無理」ではなく、「どうしたら出来るか」を皆で一緒に考える委員になって欲しい！

皆さんに、「頑張ってください」とは言いません。

一緒に頑張りましょう！！

※ 女性委員の増員依頼等で市町村長訪問をする場合には、庁内の「男女共同参画」担当課にも同席して頂くことも重要です！

農委、推進委員、職員には任期や異動があります。

しかし、農地の問題は任期や異動がありません。

農委、推進委員、職員は変わっても、農地の所有者も、農地の減少も、担い手不足も残ります。

農委、推進員、職員は、**バトンを持って走る人**です。

自分の区間だけ走ればいいのではありません。

次の人が走れる状態にしてバトンを渡す。

それが、皆さんの役目だと私は思うのです。

by 澤畑